



「まほらば通信」

同志社大学政法会奈良支部

第7号 2023年8月

新人県会議員奮闘記



若林 かずみ
(平成 4 年法律卒)

お陰様で、今春の統一地方選挙において、奈良県議会議員に初当選させていただきました。奈良県議会議員の議席をいただいてから、約 4 ヶ月。本当に怒涛の如く過ぎていきました。

投開票日に晴れて当選が決まり、その翌々日に当選証書付与式。いよいよ、県会議員としての活動が始まります。ただ、これと同時に、しないといけないことがあります。それは、選挙の後始末です。

まず、選挙事務所を明け渡すべく、必要な荷物は自宅へ移動。この荷物が完全に片付くまで、最終的に約 1 ヶ月半かかりました。この状況で、統一地方選挙の後半戦が始まります。ここで「あるもの」が必要なことが判明します。それは「為書き」。選挙事務所に貼られている「必勝」と書いた紙です。町会議員時代には、作成したこともない。さあ、どうする？業者に問い合わせるも、印刷するには時間が無い。これは自分で書くしかない！となり、結局、書道用具店にて、筆、墨、模造紙を購入。模造紙を適当な大きさに切ることから始まり、1 枚 1 枚、書き続け、乾いたら候補者にお届け。投開票日ギリギリまでこれを繰り返してゴール！

落ち着く間もなく、次は、5 月下旬に

開催される臨時議会での議長選挙に向けて、水面下での動きが始まります。まずは分裂した会派をどうするのか。自民党系会派 1 本化に向けての駆け引きが始まります。無事に「自由民主党・無所属の会」に会派が一本化されましたが、次は、議長・副議長選です。ここでの判断を間違うと再び会派が分裂しかねません。というわけで、ここで誰に決めるか、どういう決め方をするかが重要となります。

従来ですと、内々で候補者を決めて、個々に承諾を取っていくという形になるのだろうと思いますが、今回は、初めて立候補制度が採用されることになりました。じゃあ、立候補者を募って、複数の候補が立候補したら投票してサクッと決まるのね、と思われるかと思いますが、そう簡単に事は進まないのが、この世界。会派の候補者が決まらないままに、臨時議会が 5 月 22 日に開会。23 日の休会日も、会派内での議論が続き、ついに、議長副議長選の 24 日となりましたが、まだ、結論は出ていない。24 日の本会議が開いた直後に、暫時休憩。再び、会派の会議となり、最終的には、立候補者の所信表明をした後に投票という流れになりました。これでようやく会派内の候補者が決まり、本会議が再開。議長副議長選ですが、第一会派である、私達、自由民主党・無所属の会で決めた候補者が無事に議長副議長に決まりました。といっても、この日は、まだ終わりません。

常任委員会の委員長、副委員長、委員などを決める、いわゆる「箱入れ」とい

う作業が始まります。本人の希望も事前に聴いていただけますが、他の会派との調整もあり、必ずしも希望通りになるとは限りません。調整する中で、本人にも打診があり、役職が決定します。これを本会議にかけて、やっと長い一日が終わります。

この 4 ヶ月、監査委員のお役もいただいたため、多忙な日々を送らせていただいているが、多くの皆さんに支えられながら、頑張らせていただいている。これから 4 年間、奈良県のためにしっかりと仕事をしてまいりますので、皆様、今後とも宜しくお願い致します。



どうする奈良支部の役員たち



杉本 勝徳

奈良支部も設立して 8 年目になります。法学部の卒業生の在県数は京都、大阪、東京について 4 番目に多いと思われますが。実際の人数は個人情報の保護という尤もらしい理由で開示されていません。しかし 500 人は越えていると思われます。

8 年前にホテル日航奈良で設立総会を開催した時には、法学部卒業の在県者や来賓を含めて 70 人の参加を戴きました。

その後、毎年総会を開催していますが、出席者はジリ貧です。コロナの影響もあって、昨年、奈良弁護士会館で開催したときは支部役員 9 人と政法会本部の役員 1 名であり、政法会一般の参加者はゼロという残念な結果でした。

他の支部はどのようにして参加者を動員されているのか不知ですが、支部長始め役員が積極的に勧誘されているのではないかと推測致します。奈良支部は「まほろば」という支部情報誌を発行していますので、それなりの周知活動はしているはずですが、発送した「まほろば」が住所不明で返送されるのも多く、先輩後輩達の死亡や転職・転勤で届かないのだろうと思われます。比較的若い卒業者を何とか把握して発信したいと思いますが、名簿の開示が無いのが残念です。

コロナの関係でここ数年は役員会を毎月ウエブ開催していますので、決まって出席される方には出席し易くなっています。

奈良支部は現在 10 人の役員がいますが、面白いことに弁護士 4 名、不動産鑑定士 1 名、弁理士 1 名と士業が 6 人も居ます。この理由は支部設立時に弁護士の方が積極的に動かされたからですが、法学部ゆえに「士業」は「奈良弁護士会」とか「奈良税理士会」のように組織が確りしているので、比較的情報交歓が容易だと思われます。

ところで、医師を除いて日本のヘビーライセンスと言われる 8 士業について調べてみたら以下のことが判明しました。

○日本全国での士業人数について

(20年度の概算数字です)

- ・税理士 81,000人
(奈良県登録の税理士 550名)
- ・行政書士 51,000人
(奈良県登録の行政書士 480名)
- ・弁護士 43,000人
(奈良県登録の弁護士 180名)
- ・社会保険労務士 44,000人
(奈良県登録の社会保険労務士 210名)
- ・公認会計士 41,000人
(不明)
- ・司法書士 23,000人
(奈良県登録の司法書士 170名)
- ・弁理士 13,000人
(奈良県登録の弁理士 35名)
- ・不動産鑑定士 9,500人
(不明)

○外国の資格業数

- ・アメリカ 弁護士 130万人
公認会計士 66万人
- ・ドイツ 弁護士 16万人
- ・イギリス 弁護士 16万人
公認会計士 36万人
- ・フランス 弁護士 7万人

アメリカの弁護士数が際立っていますが、アメリカは資格業としては弁護士と公認会計士(CPA)しかないことを考慮すると理解出来ます。日本は公認会計士を除いた7つの資格業の合計が25万人強ですが、医師・歯科医師の医療系を除いたその他の資格を入れると30万人程度になります。アメリカは人口が日本の3倍ですから、90万人で日本なみになり、130万人は極端に多いとは言えません。

話が余談になってしましましたが、政法会は法学部ですから、奈良在住資格業の仲間を集めのりも会員増強の一つの方法だと思います。

せっかく苦労して奈良支部を設立したのだから、このまま消滅させてはならないので、奈良支部の役員の皆様は、支部長が先頭に立って会員増強に向けて頑張らないといけないでしょう。

どうする支部長！ どうする役員達！
どうする「まほろば」！

特許・実用新案・意匠・商標・著作権に関する出願、異議、審判、審査、訴訟、鑑定、調査等について電話でもお気軽にご相談下さい

知的財産権の総合コンサルタント

杉本特許事務所

弁理士 杉本 勝徳 弁理士 内山 邦彦 弁理士 瀧藤 進 弁理士 岡田 充浩 弁理士 辻 忠行 弁理士 阿野 清孝

杉本特許事務所和歌山支所
〒640-8033 和歌山市本町2-1 フォルテワジマ 6F
TEL(073)426-2631・FAX(073)426-2329

本社
〒543-0051 大阪市天王寺区四天王寺1-13-9
TEL(06)6772-6006・FAX(06)6772-6048
URL <http://www.sugimoto-patent.com/>
E-mail : sugimoto@sugimoto-patent.com

令和4年12月10日(快晴)

川口 尚登

奈良支部恒例、自衛隊部隊見学会（第5回）を実施しました。2度目の海上自衛隊舞鶴基地訪問です。前回は、東郷邸・海軍記念館・第23航空隊・イージス艦みようこう艦内見学等を実施しました。そして今回は、舞鶴教育隊・第4術科学校・舞鶴港務隊を新たに見学しようと企画しました。

朝7時に近鉄大久保駅を出発。7時30分に出発予定の京都駅八条口へ移動中、到着を待つ方々から現時点の確認LINEが次々に届きました。10分遅れで、無事八条口を出発。京都縦貫道に入りました。亀岡方面へ向かう時、眼前にぶ厚い



霧が現れました。舞鶴まで、幾重にも山越えをする実感を得ました。



最初に訪れたのは【舞鶴教育隊】。新入隊員が海上自衛官としての基礎を学ぶ場所です。戦艦長門の主砲弾前で記念撮影。



昼食は、赤れんがパーク名物の海軍フレーに舌鼓。次は【海軍記念館】。ここは前回も見学した場所です。前回参加の方は興味あるところを注視されていました。

不動産のことならお気軽にご相談下さい

株式会社 田畠不動産鑑定士事務所

取締役 相談役 不動産鑑定士 田畠 磐臣
(昭和40年卒) 携帯 090-8752-0980

代表取締役 不動産鑑定士 田畠 惣臣
〒630-8003 奈良市佐紀町 2826番地の1
TEL 0742-33-2688 FAX 0742-35-5587



弁護士
林 揚子
Yoko Hayashi

弁護士法人 ナラハ 奈良法律事務所
〒631-0822 奈良市西大寺栄町3番27号泉谷ビル1階
TEL 0742-81-3323 FAX 0742-81-3324
<https://www.naraha-law.jp>



次は【第4術科学校】。海上自衛隊には各職種のエキスパートを育てる専門の学校が4つあります。数ある後方支援業務の中で、経理・補給・給養・管理などの術科教育を受ける学校です。



最後には、我々の度肝を抜く企画が用意されていました。舞鶴湾を、政法会だけ為に航行して頂けるという企画。担当は【舞鶴港務隊】。YF 2153艇に乗船前、救命胴衣を身につけ、諸注意を受けました。



操舵手は、女性の海曹長。出航後は、安全のため船室内からの見学を勧められましたが、全員が甲板。心地良い海風を受けながらの湾内周遊は、海から陸を見るという、日常とは異なった貴重な体験として心に残っています。



ご参加下さいました会員の皆さん、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。



法律相談コラム

【相談】

祖父名義の土地の名義変更について

父は、祖父（1976年死亡）名義のままになっていた土地について、自身への相続登記を行おうと考え、祖父の相続人である自分の兄弟とその子らとの間で相続放棄の交渉をしていました。しかし、相続人の一人から同意を得られないまま、父は2014年に亡くなりました。その後、相続人らとの間で名義変更の交渉はできておらず、土地は祖父名義のままとなっています。ただ、私は、その土地の固定資産税を支払い、草刈り等の管理もしています。この際、土地の名義を私に切り替えたいと考えていますが、よい方法はないですか。

【回答】

1 共同相続財産の相続登記

(1) 【相談】の祖父名義の土地は、相続放棄の交渉が未了ということですので、遺産分割協議は成立しておらず、現在、祖父の相続人らで共有の状態となっています。もっとも、相談者は、父の死後、当該土地の固定資産税を支払い、管理もなさっているとのことですので、相談者を

当該土地所有者とする名義変更が認められるのか、具体的には、相談者が当該土地全体を時効取得したといえるのかが問題になります。

(2) 土地の時効取得が認められるためには、その要件の1つとして、10年間又は20年間の占有が必要となります。そして、ここでの占有は、「所有の意思がある」占有（自主占有）でなくてはなりません（民法162条）。なお、「所有の意思がある」か否かは、占有者の内心の意思によって決定されるのではなく、その占有を取得した原因、すなわち権原の客観的性質によって決定されるべきだとするのが通説です。

(3) では、【相談】のような共同相続の場合、土地全体に「所有の意思がある」と認められるでしょうか。この点につきましては、相続人の一人が単独で土地全部を占有していても、原則として、その者に単独所有者としての所有の意思はないとされています。なぜなら、相続人の一人は、権原の性質上、他の相続人と共同相続を前提に土地を占有しているにすぎないからです。そのため、共同相続の場合、例外的な事情がない限り、相続人の一人に土地全部の自主占有は認めら



学園前総合法律事務所
GAKUENMAE LAW OFFICE

弁護士

馬場 智巖
ばんば
ともよし

〒631-0036 奈良県学園北1丁目11番4号
エル・アベニュー学園前401号

TEL 0742-53-7788 FAX 0742-53-7787
E-mail bamba@gakuenmae-lo.com

れません。

(4) それでは、どのような場合に例外的な事情が認められるのでしょうか。次項において、2つの最高裁判例をもとに検討します。

2 2つの最高裁判決

(1) 最高裁昭和54年4月17日第三小法廷判決は、「数人の共同相続人の共有に属する相続財産たる不動産につきそのうちの一人による単独の自主占有が認められるためには、その一人が他に相続持分権を有する共同相続人のいることを知らないため単独で相続権を取得したと信じて当該不動産の占有を始めた場合など、その者に単独の所有権があると信ぜられるべき合理的な事由があることを要する」としたうえ、被上告人は他に共同相続人のいることを知りながらあえて上告人ら名義の虚偽の相続放棄の申述をすることによって本件不動産につき単独名義の相続登記をしたというのであるから、被上告人の単独の自主占有の成立を疑わせる事実があることは明らかであり、被上告人の時効取得を認めた原判決には理由不備、時効取得に関する法律の解釈を誤った違法があるとして時効取得を認めた原判決を破棄しました。

(2) 一方で、最高裁昭和47年9月8日第二小法廷判決は、共同相続人の一人が、単独に相続したものと信じて疑わず、相続開始とともに相続財産を現実に占有管理し、収益を独占し、公租公課も自己の名で負担して納付し、20年間にわたりその占有を継続したが、他の共同相続人がなんら関心をもたず、苦情を述べられたことはなく、虚偽の申述による相続放棄に基づき単独名義で相続登記をしたことについても不服を言われたこともなかったような事情のもとにおいては、前記相続人は、その相続のときから自主占有を取得したものと解するのが相当であるとして、共同相続人の一人の自主占有を認めました。

3 検討結果

以上の最高裁判例を踏まえると、例外的な事情が認められるためには、土地を占有する相続人の一人に単独の所有権があると信じる合理的な事由があることが必要となります。

【相談】の事案に戻りますと、相談者は、お父さんが、他の共同相続人に相続放棄の交渉をしていたが同意に至らなかったことを知っていることから、相談者に単独の所有権があると信じる合理的な事由



ALEX GENERALL.ロ
アレックス総合法律事務所

ALEX総合法律事務所

代表弁護士 栗須直樹

奈良市学園南3-1-5西部会館7階
0742-52-7330
office@alex-law.jp
<http://www.alex-law.jp>

奈良弁護士会所属



うねび法律事務所
UNEBI LAW OFFICE

弁護士

野島 佳枝

KAE NOJIMA

〒634-0063 奈良県橿原市久米町 652-2 橿原市商工
TEL 0744-26-6602 FAX 0744-26-6600
URL <http://www.unebi.jp>

が見受けられません。したがって、相談者には自主占有は認められず、当該土地全体の時効取得は認められないものと考えます。

そのため、相談者が自身を当該土地所有者とする名義変更を行うためには、共同相続人に対し、遺産分割調停を申立て

るなどして、土地の取得について協議を行う必要があるでしょう。そして、協議の中で、当該不動産持ち分の買い取りや、負担してきた固定資産税や管理費用の清算について話をされるのが良いのではないうえでしょうか。

お知らせ

●第9回 奈良支部 定期総会のご案内

令和5年9月23日（土）12：00～

場 所 北京料理 奈良百楽（近鉄奈良駅ビル8階）

目 的 事業報告、会計報告、予算等

今回も講演会は実施いたしませんが、総会後に懇親会を行いたいと考えております。久しぶりに皆さんにお目にかかれますことを大変楽しみにしております。何卒ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

同封のハガキにて、出欠のお返事を**令和5年9月15日（金）必着**でお願いいたします。

●会費納入のお願い

会報同封のゆうちょ銀行の振込用紙で、年会費3,000円の納付をお願いしています。
(ゆうちょ銀行の口座は、〇九九店(099) 当座(0334169) クリストナオキ)
ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

編集後記

暑い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

皆様のご支援のお陰をもちまして、本年度も無事にまほろば通信第7号の発刊に至ることができました。改めまして皆様の多くのご支援に感謝申し上げます。

さて、本年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、私達の日常は、少しずつ以前の生活に戻りつつあります。残念ながら定期総会の際に講演会は開催いたしませんが、本支部におきましても、本年度はイベントや行事の開催を検討していくかと考えております。

本年度は、定期総会やイベント等で皆様と交流できることを心より楽しみにしております。

馬場智巖・野島佳枝・林揚子

